

昭和六十一年自治省令第二十五号

消防用吸管の技術上の規格を定める省令
消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用吸管の技術上の規格を定める省令(昭和四十五年自治省令第七号)の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 消防用吸管(第三条—第十七条)

第三章 大容量泡放水砲用吸管(第十八条—第二十二条)

第四章 雜則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

この省令は、消防用吸管の技術上の規格を定めるものとする。

(用語の意義)

この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第一条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める省令(昭和六十一年消防用吸管動力消防ポンプ(動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年消防省令第二十四号。以下「ポンプ規格省令」という。)第二条第一号に規定するものをいう。)の吸水口に結合して使用する吸水のための導管をいう。

第二 大容量泡放水砲用吸管 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車(ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。)又は大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ(ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。)に使用する消防用吸管をいう。

第三 呼び径 大容量泡放水砲用吸管の設計された内径(単位 ミリメートル)をいう。

(構造)
第三条 消防用吸管(大容量泡放水砲用吸管を除く。以下この章において同じ。)の構造は、次の各号に適合するものでなければならない。
一 きず、気泡、き裂等の欠陥がなく、かつ、内面にしわ等の不均一な部分がないこと。
二 補強線は、ゴム(天然ゴム及びその誘導体をいう。以下同じ。)、合成ゴム又は合成樹脂で覆われていること。
三 布又は補強線(合成樹脂製のものを除く。)が露出している部分には、はつ水性の塗料の塗布、ゴムによる被覆等の防水処理が施されていること。

(内径)
第四条 消防用吸管は、内径の寸法により、次の表の上欄に掲げる呼称に区分するものとし、その内径は、JIS(産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。)K六三三〇一一(ゴム及びプラスチックホース試験方法第一部・ホース及びホースアセンブリの寸法測定)のホースの内径寸法測定D法により測定した場合において、その呼称に応じ、次の表の下欄に掲げる範囲内の寸法でなければならない。ただし、結合工具の装着部(たけのこ式のものを除く。)に装着する部分につては、この限りでない。

百十五	百四十五以上百五十七以下	内径の寸法(ミリメートル)	百五十五	百五十二以上百五六以下
百四十五	百四十以上百四十四以下		百四十五	百四十一以上百三十一以下
百二十五	百二十七以上百三十一以下		百二十五	百二十六以上百三十六以下
百十五	百十四以上百十七以下		百十五	百四十一以上百五十六以下

百二十五	二十六以上二十八以下	材料)	第五条	消防用吸管に使用する材料は、次の各号に適合するものでなければならない。
四十	三十八以上四一以下		一	ゴム、合成ゴム及び合成樹脂(補強線に用いるものを除く。以下同じ。)は、次に掲げるところによること。
五十	五十一以上五四四以下		二	イ 引張り強さが、JIS K 六二五一(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方)の引張試験を行つた場合において、ゴムにあつては十三メガパスカル以上、合成ゴム及び合成樹脂にあつては十一メガパスカル以上であること。 ロ 引張り強さが、空気加熱老化試験(六十九度から七十一度までの温度で九十六時間放置した後イに掲げる引張試験を行うものをいう。)を行つた場合において、ゴムにあつては九メガパスカル以上、合成ゴム及び合成樹脂にあつてはハメガパスカル以上であること。 ハ 伸びが、イに掲げる引張試験を行つた場合において、ゴムにあつては四百二十パーント以上、合成ゴム及び合成樹脂にあつては二百六十パーント以上であること。
六十五	六十三・五以上六十六・五以下		三	ゴム及び合成ゴムは、前号に規定するもののほか、次の式で求めた永久伸びが、二十五パーント以下であること。 永久伸び(%) = $\frac{(L_1 - L_0)}{L_0} \times 100$
七十五	七十六以上七十九以下		四	L_0は、JIS K 六二五一(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方)で定める方法により採取した試験片(以下この号において「試験片」という。)に付された伸び測定用の標線間の距離(単位 ミリメートル)。以下この号において「標線距離」という。L_1は、試験片をJIS K 六二五一(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方)の引張試験において算出した伸びの約二分の一に相当する長さに引つ張り、十分間保持した後、急に収縮させ、十分間放置した後に測定した標線距離。
九十	八十九以上九十二以下		五	合成樹脂は、第一号に規定するもののほか、次に掲げるところによること。 イ 室温で二十四時間以上乾燥器中に放置した後、質量を量り、九十八度以上百二度以下とした加熱器中に四十八時間つるし、室温で乾燥器中に放冷した後、再び質量を量つた場合、次の式で求めた減量が、一パーント以下であること。 減量(%) = $\frac{(W_1 - W_2)}{W_1} \times 100$

百十五	荷重(ニュートン)	呼称	百五十	六百八十
百四十五			百五十	六百三十
百二十五			百四十五	六百六十
百十五			百四十五	六百八十

第八条 消防用吸管の質量は、乾燥した状態で、その呼称に応じ、長さ一メートルにつき次の表に掲げる質量以下のものでなければならない。
(質量)

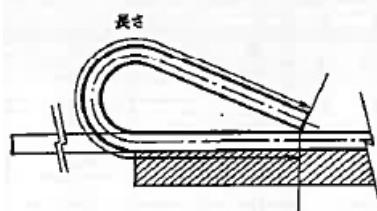
第七条 消防用吸管の長さは、当該消防用吸管に表示された長さからその長さの百五ハーベントの長さまでの範囲内のものでなければならぬ。
(質量)

第六条 消防用吸管の各層間の密着強さは、J I S K 六三三〇一六(ゴム及び樹脂ホース試験方法—第六部・接着試験)の試験片により、補強線の外側及び結合金具の装着部の各層間にあつては五十二ユートン、補強線の内側にあつては七十三ユートンの荷重をそれぞれ一分間加えた場合において、はく離距離が二十五ミリメートル以下でなければならない。この場合において、試験片は軸方向と垂直の切り口をもち、長さが二十四・五ミリメートルから二十五・五ミリメートルまでのリング状のものとする。

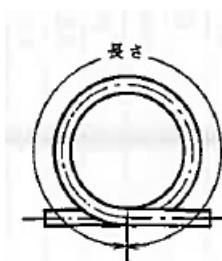
百	千	千百四十	千三十	八百五十	六百八十	四十
九十						二十五
七十五						四十
六十五						四十
五十						四十
四十						四十
三十						三十
二十						二十
十五						十五
十						十
五						五
四						四
三						三
二						二
一						一

		状態	
		まつすぐ	にした状態
		曲率半径が○・七五メートルとなる ように曲げた状態	曲率半径が〇・五メートルとなる ように曲げた状態
二十五		(単位 メガパスカル)	(耐負圧力)
四十五		五〇	六〇
五十	百四十五	五〇	六〇
六十五	百五十五	六〇	八〇
七十五	二百二十五	六〇	八〇
九十五	二百九十五	一一	五一
九十九	二百八十五	一一	五一
百	二百八十	五	八一
呼称	長さ (センチメートル)	五	八一
		二〇	二〇
		二〇	二〇

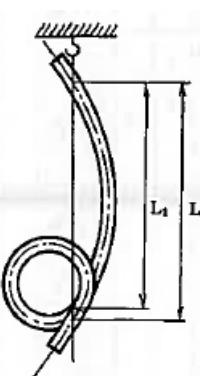
2 消防用吸管は、その呼称に応じ、前項の表に掲げる長さを円周の長さとして、次の図一のよう
に二回巻いて固定した状態で二十四時間放置した場合において、き裂、変形等が生ぜず、かつ、
その一端を次の図二のよう取り付け、その一巻分を解き、他の一巻分が解いた部分の荷重となる
よう、鉛直につり下げた場合において、残留ひずみ（同図に掲げる算式により算出したものを
いう。）が三分以内に、その呼称に応じ、同項の表に掲げる長さの五パーセント以下となるもの
でなければならない。



四



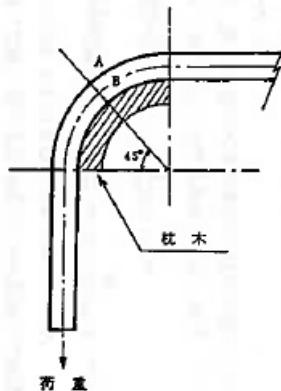
四



$$\text{残留ひずみ} (\%) = \frac{(L_0 - L_1)}{L_0} \times 100$$

第十四条 長さ一メートル以上の消防用吸管の一端を、次の図のように固定して、その呼称に応じ、次の表一に掲げる長さの曲率半径をもつた木材に沿つて九十度曲げ、その呼称に応じ、次の表二に掲げる荷重をその先端に加えて三十分間放置した場合において、つぶれ（同図に掲げる算式により算出したものをいう。以下同じ。）が十パーセント未満であり、かつ、荷重を取り除いた後のつぶれが二パーセント以下となるものでなければならない。

										呼称	表一				
										曲率半径（センチメートル）					
二十五	四十五	五十五	六十五	七十五	九十五	百	百二十五	百四十五	百二十五	表二	呼称	十五	二十	三十	四十
六十	一百三十	四百	五百五十	五百	五百五十	千百	千四百	千六百	千四百五十	荷重（ニュートン）	一千六百	一千二百	八百	四百五十	二百五



つぶれ (%) = $(C_1 - C_2) / C_1 \times 100$
 C₁は、荷重を加える前のA点とB点を通る外径（単位 ミリメートル）
 C₂は、荷重を加えた後及び荷重を取り除いた後のA点とB点を通る外径（単位 ミリメートル）

(押しつぶし性)
第十五条 消防用吸管は、長さが十二・五センチメートルの部分に対し、呼称が百五十から五十までのものにあつては百二ニユートン毎センチメートル、呼称が四十及び二十五のものにあつては四十二ニユートン毎センチメートルの等分布荷重を加えた場合において、次に掲げる算式により算出した通水断面積の低下率が四十パーセント以下で、き裂が生じないものであり、かつ、荷重

